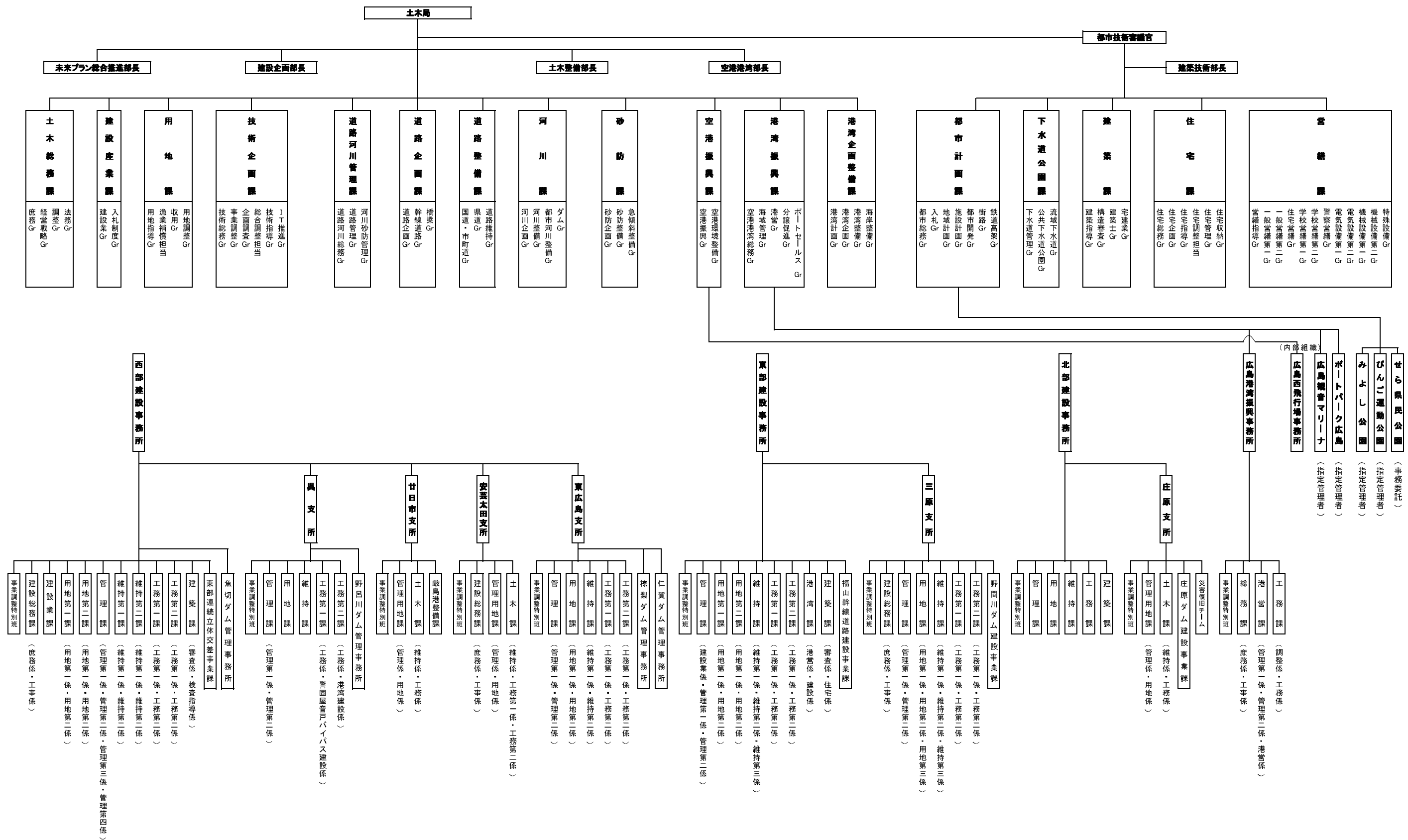


(1) 組織図



(2) 事務分掌

土木総務課

- 1 土木局の庶務に関する事。
- 2 土木局所掌の主要な建設施策の企画及び総合調整に関する事。
- 3 測量法（昭和 24 年法律第 188 号）に関する事。
- 4 建設事務所に関する事。（他局及び土木局中他課の所掌に属するものを除く。）
- 5 広島県広島西飛行場事務所に関する事。（空港振興課の所掌に属するものを除く。）
- 6 広島県広島港湾振興事務所に関する事。（農林水産局及び土木局中他課の所掌に属するものを除く。）
- 7 広島県建設工事紛争審査会に関する事。
- 8 広島県収用委員会に関する事。
- 9 広島県漁業補償調停委員会に関する事。
- 10 広島県土地開発公社に関する事。（用地課の所掌に属するものを除く。）
- 11 広島県道路公社及び広島高速道路公社に関する事。（道路企画課の所掌に属するものを除く。）
- 12 広島県住宅供給公社に関する事。（住宅課の所掌に属するものを除く。）
- 13 財団法人広島県下水道公社に関する事。（下水道公園課の所掌に属するものを除く。）
- 14 土木局中他課の所掌に属しない事。

建設産業課

- 1 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に関する事。
- 2 建設機械抵当法（昭和 29 年法律第 97 号）に関する事。
- 3 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成 19 年法律第 66 号）に関する事。
（建築課の所掌に属するものを除く。）
- 4 建設工事指名競争入札参加者の資格審査及び格付に関する事。
- 5 浄化槽工事業及び浄化槽工事業者に関する事。
- 6 建設工事に係る解体工事業者に関する事。
- 7 建設統計に関する事。
- 8 景観法第 3 章の規定による違反建築物等に係る措置等に関する事。（建設業法に係るものに限る。）
- 9 建設工事に係る入札及び契約制度に関する事。
- 10 広島県公共工事入札監視委員会に関する事。

用地課

- 1 県が施行する公共事業に必要な土地等の取得等に伴う損失補償基準に関する事。
- 2 漁業補償に関する事。
- 3 土木局及び関係地方機関において執行する事業に係る土地の取得及び使用並びに損失補償に関する事。
- 4 土地収用に関する事。
- 5 土木局及び関係地方機関において執行する事業に係る公共用地先行取得資金に関する事。
- 6 電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 3 章の規定による裁定に関する事。
- 7 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 4 章の規定による裁定に関する事。
- 8 ガス事業法第 43 条から第 45 条までの規定による裁定に関する事。
- 9 広島県土地収用事業認定審議会に関する事。

- 10 広島県土地開発公社の事業運営に関すること。
- 11 土木局中他課の所掌に属しない国土交通省所管の国有財産に関すること。
- 12 土木局中他課の所掌に属しない県有土地に関すること。

技術企画課

- 1 建設技術施策の企画及び調査に関すること。
- 2 土木事業の検査及び監察に関すること。
- 3 土木工事の技術管理に関すること。
- 4 建設事業の調整及び進行管理に関すること。
- 5 土木技術の向上及び研修に関すること。
- 6 土木局所掌の災害復旧に関すること。
- 7 建設工事材料等の品質管理に関すること。
- 8 土木工事の設計積算の電算処理に関すること。
- 9 土木局所掌の事務に係るシステム開発の総合調整及び指導に関すること。
- 10 採石法（昭和 25 年法律第 291 号）に関すること。
- 11 砂利採取法（昭和 43 年法律第 74 号）に関すること。（道路河川管理課及び港湾振興課の所掌に属するものを除く。）
- 12 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）に関すること。（建設産業課の所掌に属するものを除く。）

道路河川管理課

- 1 建設機械整備事業に関すること。
- 2 道路の管理に関すること。
- 3 鉄道及び軌道に関すること。（道路整備課の所掌に属するものを除く。）
- 4 電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成 7 年法律第 39 号）に関すること。（道路整備課及び都市計画課の所掌に属するものを除く。）
- 5 河川の管理に関すること。
- 6 海岸の管理に関すること。（農林水産局水産課及び農業基盤課並びに港湾振興課の所掌に属するものを除く。）
- 7 砂防指定地の管理に関すること。（砂防課の所掌に属するものを除く。）
- 8 地すべり防止区域の管理に関すること。（農林水産局森林保全課及び農業基盤課並びに砂防課の所掌に属するものを除く。）
- 9 急傾斜地崩壊危険区域の管理に関すること。（砂防課の所掌に属するものを除く。）
- 10 水利及び水利権に関すること。（河川課の所掌に属するものを除く。）
- 11 水防に関すること。（河川課の所掌に属するものを除く。）
- 12 公有水面（海面を除く。）の埋立てに関すること。（河川課の所掌に属するものを除く。）
- 13 広島県水防協議会に関すること。
- 14 他局及び土木局中他課の所掌に属しない道路及び河川に関すること。

道路企画課

- 1 道路施策の企画，調査及び総合調整に関すること。
- 2 高速自動車国道等の建設促進に関すること。

- 3 橋梁^{りょう}の新設及び改良に関すること。
- 4 高速自動車国道等の建設に伴う関連公共事業に関する関係市町及び西日本高速道路株式会社との連絡に関すること。
- 5 広島県道路公社及び広島高速道路公社の事業運営に関すること。
- 6 県道の構造基準（県管理分）に関すること。

道路整備課

- 1 道路の新設、改良及び舗装に関すること。
- 2 市町道の整備に関すること。
- 3 道路及び橋梁^{りょう}の維持補修に関すること。
- 4 交通安全施設の整備に関すること。
- 5 鉄道及び軌道の技術的事項に関すること。
- 6 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）に関すること。
- 7 電線共同溝の整備等に関する特別措置法に関すること。（道路の新設又は改良事業に関することに限る。）

河川課

- 1 河川施策の企画及び調査並びに河川施設の整備及び維持に関すること。
- 2 海岸施策の企画及び調査並びに海岸施設の整備及び維持に関すること。（農林水産局水産課及び農業基盤課並びに港湾企画整備課の所掌に属するものを除く。）
- 3 水利及び水利権の技術的事項に関すること。
- 4 水防の技術的事項に関すること。
- 5 公有水面（海面を除く。）の埋立ての技術的事項に関すること。
- 6 水の需給計画に関すること。
- 7 ダムの建設及び管理に関すること。（農林水産局農業基盤課の所掌に属するものを除く。）
- 8 水資源の総合開発に関すること。
- 9 水源地域対策特別措置法（昭和 48 年法律第 118 号）に関すること。
- 10 小瀬川ダム管理事務協議会に関すること。

砂防課

- 1 砂防に関すること。（道路河川管理課の所掌に属するものを除く。）
- 2 地すべりの防止に関すること。（農林水産局森林保全課及び農業基盤課並びに道路河川管理課の所掌に属するものを除く。）
- 3 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関すること。（道路河川管理課の所掌に属するものを除く。）
- 4 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）に関すること。

空港振興課

- 1 空港対策及び航空対策の企画及び総合調整に関すること。
- 2 広島空港の周辺対策に関すること。
- 3 広島空港のアクセスに関すること。

- 4 広島空港県営駐車場に関すること。
- 5 広島県広島西飛行場の管理運営に関すること。
- 6 広島ヘリポートの整備に関すること。
- 7 他局の所掌に属しない空港及び航空に関すること。

港湾振興課

- 1 海岸の管理に関すること。(港湾管理者が管理するものに限る。)
- 2 海域の管理に関すること。(農林水産局水産課及び農業基盤課並びに道路河川管理課の所掌に属するものを除く。)
- 3 港湾施設の管理に関すること。(港湾管理者が管理するものに限る。)
- 4 運河の管理に関すること。
- 5 公有水面(海面に限る。)の埋立てに関すること。
- 6 港湾振興に関すること。
- 7 ポートセールスに関すること。
- 8 広島県港湾整備事業基金に関すること。(資金の運用に関する事項を除く。)
- 9 広島県広島港湾振興事務所の事業に関すること。(他局の所掌に属するものを除く。)
- 10 広島県海域利用審査会に関すること。
- 11 他局及び土木局中他課の所掌に属しない港湾に関すること。

港湾企画整備課

- 1 港湾施策の企画, 調査及び総合調整に関すること。
- 2 港湾施設の整備に関すること。
- 3 海岸の計画及び整備に関すること。(農林水産局水産課及び農業基盤課並びに河川課の所掌に属するものを除く。)
- 4 港湾調査に関すること。
- 5 広島県広島港地方港湾審議会, 広島県尾道糸崎港地方港湾審議会及び広島県福山港地方港湾審議会に関すること。

都市計画課

- 1 建築物及び工作物の営繕工事, 電気設備工事及び機械設備工事の契約その他の事務に関すること。
- 2 都市交通対策に関する総合調整に関すること。
- 3 都市計画に関すること。(地域政策局都市圏魅力づくり推進課の所掌に属するものを除く。)
- 4 都市計画法(昭和43年法律第100号)第3章第1節の規定による開発行為の規制に関すること。
- 5 都市計画法第4章第1節の規定による都市計画事業の認可等に関すること。(下水道公園課の所掌に属するものを除く。)
- 6 都市計画施設の整備に関すること。(下水道公園課の所掌に属するものを除く。)
- 7 市街地の再開発に関すること。
- 8 都市再生整備計画事業の調整に関すること。
- 9 屋外広告物に関すること。
- 10 風到地区に関すること。
- 11 都市公園の管理に関すること。

- 12 広島県立みよし公園の管理に関する事。
- 13 広島県立びんご運動公園の管理に関する事。
- 14 広島県立せら県民公園の管理に関する事。
- 15 土地区画整理に関する事。
- 16 住宅市街地の開発に関する事。
- 17 農住組合制度の調整に関する事。
- 18 旧住宅地造成事業に関する法律（昭和 39 年法律第 160 号）に関する事。
- 19 宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）に関する事。
- 20 電線共同溝の整備等に関する特別措置法に関する事。（県施行の街路事業に限る。）
- 21 優良宅地の認定に関する事。
- 22 被災宅地危険度判定制度に関する事。
- 23 駐車場法（昭和 32 年法律第 106 号）に関する事。
- 24 広島県都市計画審議会に関する事。
- 25 広島県屋外広告物審議会に関する事。
- 26 広島県開発審査会に関する事。
- 27 他局及び土木局中他課の所掌に属しない都市行政に関する事。

下水道公園課

- 1 都市公園に関する事。（都市計画課の所掌に属するものを除く。）
- 2 広島県立みよし公園に関する事。（都市計画課の所掌に属するものを除く。）
- 3 広島県立びんご運動公園に関する事。（都市計画課の所掌に属するものを除く。）
- 4 広島県立せら県民公園に関する事。（都市計画課の所掌に属するものを除く。）
- 5 都市緑化に関する事。
- 6 下水道の計画，調査及び整備に関する事。
- 7 下水道の管理に関する事。
- 8 流域下水道事業費特別会計その他の下水道事業費に関する事。
- 9 都市計画法第 4 章第 1 節の規定による都市計画事業の認可等に関する事。（下水道及び都市公園に係るものに限る。）
- 10 財団法人広島県下水道公社の事業運営に関する事。

建築課

- 1 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に関する事。
- 2 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）に関する事。
- 3 宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）に関する事。
- 4 積立式宅地建物販売業法（昭和 46 年法律第 111 号）に関する事。
- 5 不動産特定共同事業法（平成 6 年法律第 77 号）に関する事。
- 6 高齢者，障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）に関する事。（建築物に係るものに限る。）
- 7 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）に関する事。
- 8 エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）に関する事。
- 9 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律に関する事。（宅地建物取引業者に係

るものに限る。)

- 10 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成 20 年法律第 87 号）に関する事。
- 11 広島県福祉のまちづくり条例（平成 7 年広島県条例第 4 号）に関する事。（健康福祉局障害者支援課の所掌に属するものを除く。）
- 12 がけ地近接等危険住宅移転事業に関する事。
- 13 優良住宅の認定に関する事。
- 14 特定民間再開発事業及び地区外転出事情の認定に関する事。
- 15 建築動態統計調査に関する事。
- 16 独立行政法人住宅金融支援機構の受託業務に関する事。
- 17 浄化槽法第 5 条の規定による特定行政庁の権限に関する事。
- 18 景観法第 3 章の規定による違反建築物等に係る措置等に関する事。（土木局建設産業課の所掌に属するものを除く。）
- 19 景観法第 4 章の規定による景観協定の認可及び変更に係る同意に関する事。
- 20 建築物及び工作物の営繕工事，電気設備工事及び機械設備工事の検査に関する事。
- 21 広島県建築審査会に関する事。
- 22 広島県建築士審査会に関する事。

住宅課

- 1 住宅施策の企画，調査及び総合調整に関する事。
- 2 県営住宅の管理に関する事。
- 3 県営住宅事業費特別会計その他の住宅事業費に関する事。
- 4 公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）に関する事。
- 5 住宅地区改良法（昭和 35 年法律第 84 号）に関する事。
- 6 農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法（昭和 46 年法律第 32 号）に関する事。
- 7 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 5 年法律第 52 号）に関する事。
- 8 優良田園住宅の建設の促進に関する法律（平成 10 年法律第 41 号）に関する事。
- 9 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）に関する事。
- 10 マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成 12 年法律第 149 号）に関する事。
- 11 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成 13 年法律第 26 号）に関する事。
- 12 マンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成 14 年法律第 78 号）に関する事。
- 13 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和 47 年法律第 132 号）に関する事。
- 14 広島県住宅供給公社の事業運営に関する事。
- 15 住宅関係団体の指導に関する事。
- 16 広島県県営住宅管理等審議会に関する事。

営繕課

- 1 建築物及び工作物の営繕工事，電気設備工事，機械設備工事及び保全の企画に関する事。（土木工事に附帯するものに係るものを除く。）
- 2 建築物及び工作物の営繕工事，電気設備工事，機械設備工事の執行及び保全に関する事。（他局及び土木局中他課の所掌に属するものを除く。）

- 3 営繕工事，電気設備工事及び機械設備工事の指導に関する事。
- 4 市町その他の公共団体等の委託による建築工事の調査，設計及び監督に関する事。

建設事務所（西部・東部・北部）

- 1 土木工事の調査，設計及び実施に関する事。
- 2 国又は県の補助により市町等が行う土木工事の指導に関する事。
- 3 土木関係公共用土地物件及び住宅用土地物件の取得並びに工事の執行に伴う損失補償に関する事。
- 4 道路，河川，港湾，漁港，海岸保全区域，公有水面，砂防指定地，地すべり防止区域，急傾斜地崩壊危険区域，土砂災害警戒区域等（西部建設事務所にあつては広島港湾振興事務所の所掌に係るものを除き，北部建設事務所にあつては港湾，漁港及び海岸保全区域を除く。以下「道路等」という。）の管理に関する事。
- 5 都市計画に関する事。
- 6 流域下水道事業に関する事。（北部建設事務所を除く。）
- 7 屋外広告物に関する事。（西部建設事務所に限る。）
- 8 建設業法に関する事。
- 9 浄化槽工事業及び浄化槽工事業者に関する事。
- 10 建築基準法に関する事。
- 11 融資住宅に関する事。
- 12 建築士法に関する事。
- 13 浄化槽法第5条の規定による浄化槽の設置等の届出の受理等に関する事。（特定行政庁に係るものに限る。）
- 14 宅地建物取引業法に関する事。
- 15 採石法に関する事。
- 16 砂利採取法に関する事。
- 17 旧住宅地造成事業に関する法律及び宅地造成等規制法に関する事。
- 18 優良宅地及び優良住宅の認定に関する事。
- 19 建築動態統計に関する事。
- 20 県営住宅の整備に関する事。（東部建設事務所に限る。）
- 21 県営住宅の管理に関する事。（西部建設事務所を除く。）

支所（呉，廿日市，安芸太田，東広島，三原，庄原）

- 1 土木工事の調査，設計及び実施に関する事。
- 2 国又は県の補助により市町等が行う土木工事の指導に関する事。
- 3 土木関係公共用土地物件及び住宅用土地物件の取得並びに工事の執行に伴う損失補償に関する事。
- 4 道路等の管理に関する事。
- 5 都市計画に関する事。
- 6 流域下水道事業に関する事。（北部建設事務所庄原支所を除く。）
- 7 建設業法に関する事。（呉支所及び東広島支所に限る。）
- 8 浄化槽工事業及び浄化槽工事業者に関する事。（呉支所及び東広島支所に限る。）

- 9 宅地建物取引業法に関する事。 (呉支所及び東広島支所に限る。)
- 10 採石法に関する事。
- 11 砂利採取法に関する事。

広島港湾振興事務所

- 1 広島港整備計画の推進に関する事。
- 2 港湾、漁港及び海岸保全施設に関する工事の調査、設計及び実施に関する事。
- 3 公共用土地物件の取得及び工事の執行に伴う損失補償に関する事。
- 4 港湾区域、漁港区域、海岸保全区域、臨港地区、公有水面等の管理に関する事。
- 5 港湾計画に係る地元調整に関する事。
- 6 広島港の利用促進に関する事。
- 7 港湾調査及び港勢調査に関する事。
- 8 臨海部土地造成事業に係る分譲地の管理及び処分に関する事。

広島西飛行場事務所

- 1 広島西飛行場の管理運営に関する事。
- 2 広島西飛行場に係る航空障害灯の設置及び管理に関する事。
- 3 コミューター航空の調査、研究及び普及に関する事。
- 4 国土交通省大阪航空局広島空港事務所との連絡調整に関する事。
- 5 広島西飛行場整備工事の調査、設計及び実施に関する事。

(3) 職員現員表

(平成24年4月1日現在)

所 属 名	事務	技 術				再任用 職員	合計	派遣	職員 総数	
		土木	建築	その他	小計					
本 庁	土木総務課	32	6		6	1	39	78	117	
	建設産業課	11			0	1	12		12	
	用地課	11		1	2	3	14		14	
	技術企画課	9	19		19		28		28	
	道路河川管理課	21			0		21		21	
	道路企画課		11		11		11		11	
	道路整備課		15		15		15		15	
	河川課	2	19		19		21		21	
	砂防課	2	11		11		13		13	
	空港振興課	10	2		2		12		12	
	港湾振興課	22	1		1	1	24		24	
	港湾企画整備課	1	15		15		16		16	
	都市計画課	12	15	8	23	1	36		36	
	下水道公園課	2	10		2	12	14		14	
	建築課	7		10	2	12	1	20	20	
	住宅課	17		13		13	3	33	33	
	営繕課			34	23	57	1	58	58	
	計	159	124	66	29	219	9	387	78	465
	地 方 機 関	西部建設事務所	69	48	9	57	16	142		142
呉支所		20	32		32	6	58		58	
廿日市支所		17	24		24	2	43		43	
安芸太田支所		19	24		24	3	46		46	
東広島支所		28	39		39	12	79		79	
東部建設事務所		45	56	7	63	6	114		114	
三原支所		39	46		46	7	92		92	
北部建設事務所		15	23	5	28	3	46		46	
庄原支所		13	29		29	4	46		46	
広島港湾振興事務所		25	15		15	6	46		46	
広島西飛行場事務所		2			1	1	3		3	
計	292	336	21	358	65	715	0	715		
合 計	451	460	87	30	577	74	1,102	78	1,180	

派遣の内訳		
市 町 等 派 遣	島根県	1
	福島県	3
	広島市	1
	呉市	1
	竹原市	1
	三原市	3
	尾道市	1
	三次市	2
	大竹市	2
	廿日市市	1
	江田島市	2
	海田町	1
	熊野町	1
	坂町	1
北広島町	1	
計	22	
公 社 等 派 遣	土地開発公社	5
	道路公社	7
	広島高速道路公社	23
	住宅供給公社	1
	下水道公社	10
	日本下水道事業団	1
	㈱港湾管理センター	5
	広島県土木協会	3
空港ビルディング㈱	1	
計	56	
合 計	78	

(4) 地方機関等の位置等

(行政機関)

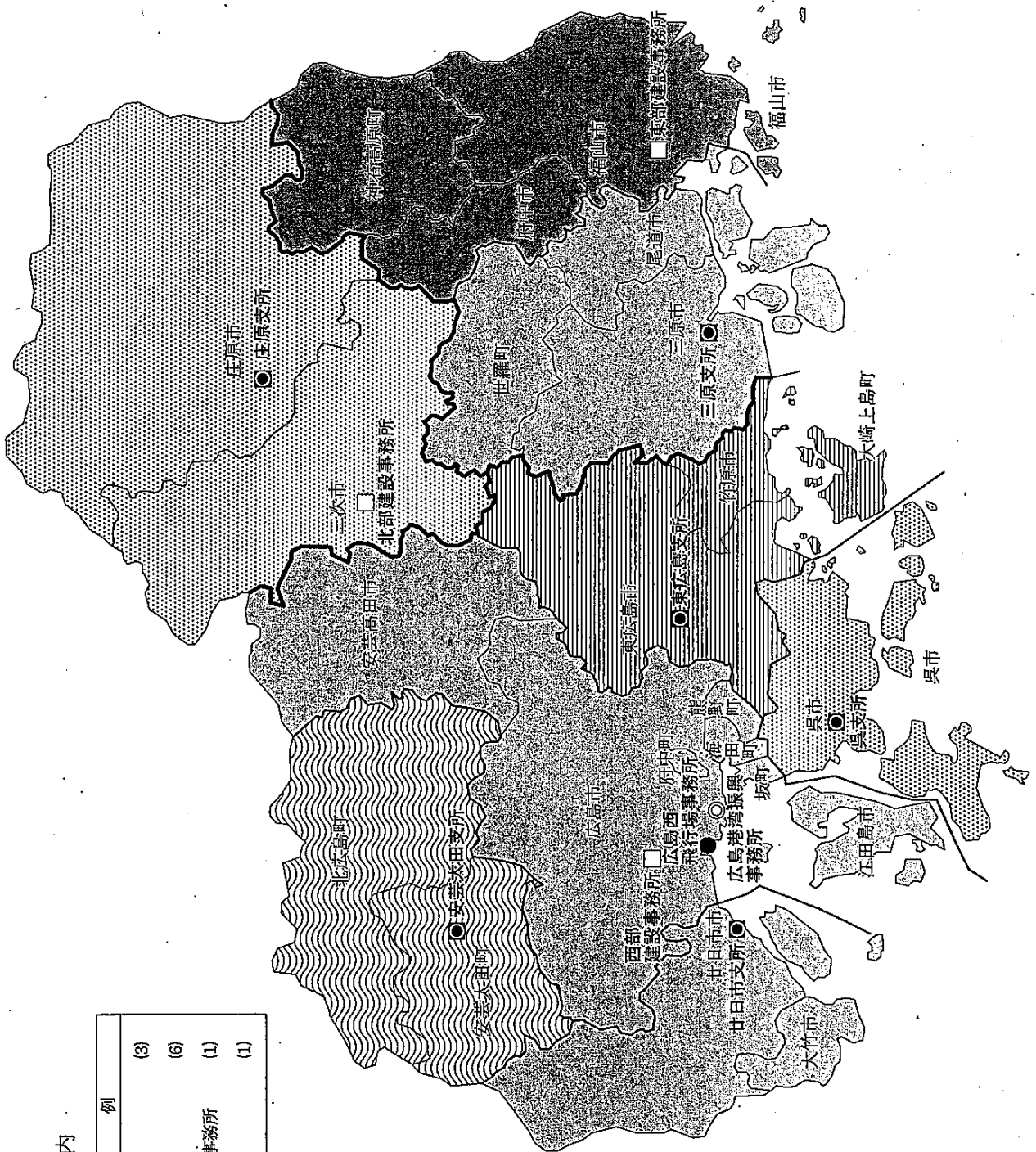
名 称	位 置 電 話 番 号	所 管 区 域	
		土 木 に 関 する 事 務	建 築 に 関 する 事 務
広島県西部建設事務所	広島市南区比治山本町16-12 (082) 250-8151 (建設総務課)	広島市, 安芸高田市, 江田島市, 安芸郡 〔建設業・宅建業に関する事務については, 大竹市, 廿日市市及び山県郡を含む〕	広島市, 呉市, 竹原市, 大竹市, 東広島市, 廿日市市, 安芸高田市, 江田島市, 安芸郡, 山県郡, 豊田郡
広島県西部建設事務所呉支所	呉市西中央一丁目3-25 (0823) 22-5400	呉市	
広島県西部建設事務所廿日市支所	廿日市市桜尾本町11-1 (0829) 32-1141	大竹市, 廿日市市 〔建設業・宅建業に関する事務を除く〕	
広島県西部建設事務所安芸太田支所	山県郡安芸太田町加計3087 (0826) 22-0541	山県郡 〔建設業・宅建業に関する事務を除く〕	
広島県西部建設事務所東広島支所	東広島市西条昭和町13-10 (082) 422-6911	東広島市, 竹原市, 豊田郡	
広島県東部建設事務所	福山市三吉町一丁目1-1 (084) 921-1311	福山市, 府中市, 神石郡 〔建設業・宅建業に関する事務については, 三原市, 尾道市及び世羅郡を含む〕	三原市, 尾道市, 福山市, 府中市, 世羅郡, 神石郡
広島県東部建設事務所三原支所	三原市円一町二丁目4-1 (0848) 64-2322	三原市, 尾道市, 世羅郡 〔建設業・宅建業に関する事務を除く〕	
広島県北部建設事務所	三次市十日市東四丁目6-1 (0824) 63-5181	三次市 〔建設業・宅建業に関する事務については, 庄原市を含む〕	三次市, 庄原市
広島県北部建設事務所庄原支所	庄原市東本町一丁目4-1 (0824) 72-2015	庄原市 〔建設業・宅建業に関する事務を除く〕	
広島県広島港湾振興事務所	広島市南区宇品海岸二丁目23-53 (082) 251-7117	広島港, 小用港鹿川港, 中田港, 三高港, 草津漁港, 五日市漁港及び広島市似島海岸 (地先海面を含む。)	

(分課機関)

名 称	位 置 電 話 番 号	分 掌 事 務
広島県広島西飛行場事務所	広島市西区観音新町四丁目10-2 (082) 295-2650	広島西飛行場の管理・運営及び整備に関すること。

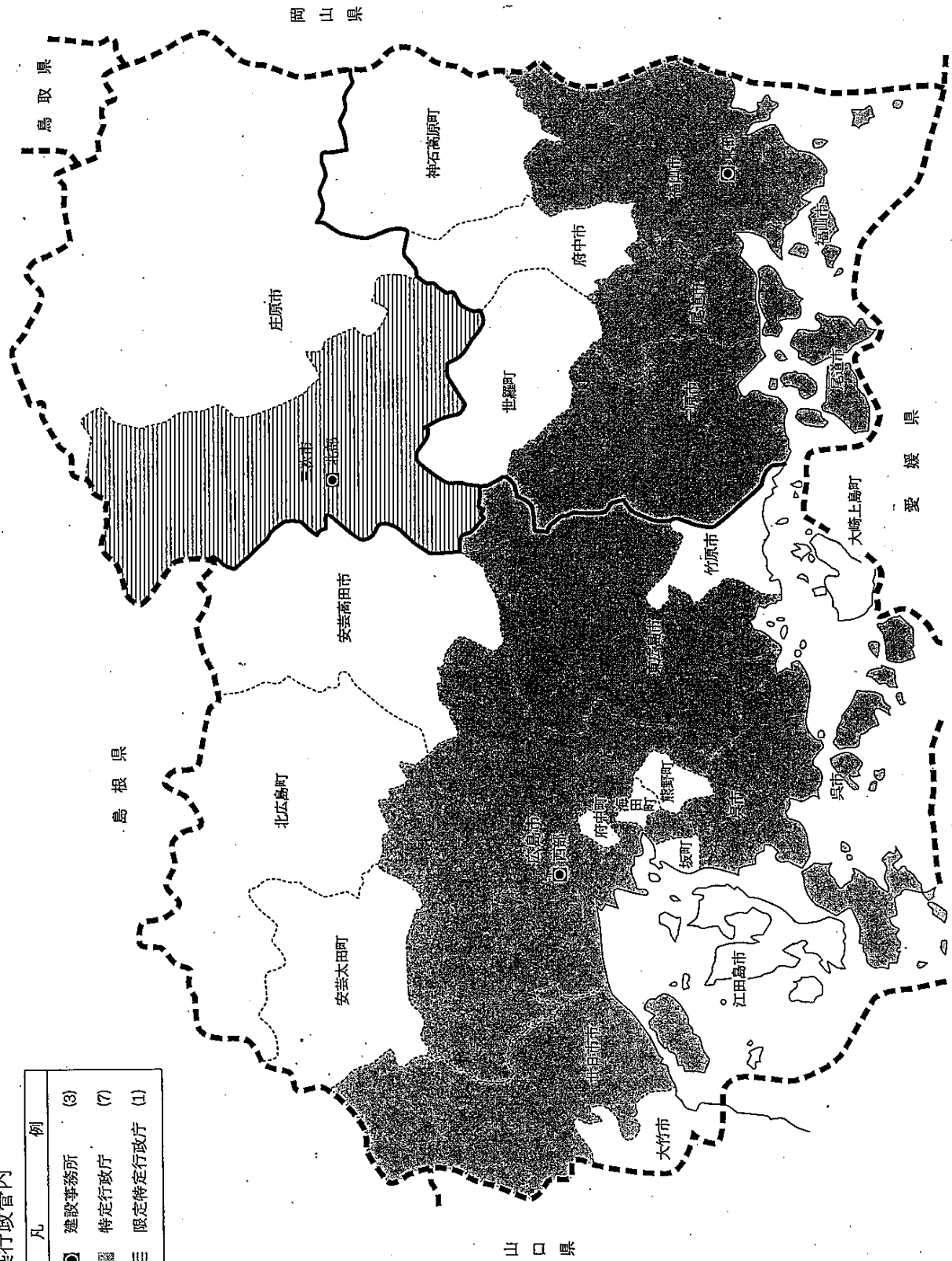
(5) 管内要図 ① 土木行政管内

凡	例
□	建設事務所 (3)
●	支所 (6)
◎	広島港湾振興事務所 (1)
●	地方分課機関 (1)



② 建築行政管内

凡	例
●	建設事務所 (3)
■	特定行政庁 (7)
≡	限定特定行政庁 (1)



(6) 土木局組織の沿革

年 月 日	事 項	
	本 庁	地 方 機 関
昭和25. 1. 1 現在	<ul style="list-style-type: none"> 土木部（6課） 管理課，道路課，河川課，港湾課，砂防課，計画課 建築部（3課） 建築課，住宅課，営繕課 	<ul style="list-style-type: none"> 広島，呉，廿日市，福山，三原，加計，吉田，三次，庄原，西条，上下，竹原の各土木出張所 広島港事務所，福山港修築事務所，広島復興事務所，能美江田島土木工事事務所，黒瀬川改修事務所，沼田川改修事務所，呉砂防工事事務所，厳島公園事務所，史蹟名勝厳島災害復旧工事事務所
26. 8. 1	住宅課を廃止	
26. 8. 11		史蹟名勝厳島災害復旧工事事務所を廃止 厳島公園事務所を廃止
26. 9. 1		黒瀬川改修事務所を廃止
26. 12. 18		沼田川改修事務所を廃止 水内川土木災害復旧臨時事務所を設置 (31. 5. 1廃止) 津田土木災害復旧臨時事務所を設置 (31. 5. 1廃止)
28. 1. 16		幕之内隧道事務所を設置 (31. 4. 24廃止)
28. 8. 14		福山港修築事務所を福山港事務所に改称 (36. 10. 7 廃止)
29. 11. 1	土木部と建築部を統合し土木建築部に改称 (8課 管理課，道路課，河川課，港湾課，砂防課，計画課，建築課，営繕課)	
30. 7. 8		呉砂防工事事務所を廃止
31. 5. 1		能美江田島土木事務所を廃止 大柿土木出張所を新設
35. 4. 1		東部地区開発調査事務所を設置 (38. 3. 31 廃止)
36. 4. 1	土地開発課を設置	
36. 10. 7	土地開発課を開発課に改称	広島復興事務所を広島都市計画事務所に改称 都市計画苗圃事務所を設置 (43. 4. 1 廃止) 福山臨海工業地帯建設局を設置 (44. 4. 1廃止) → 開発局へ
37. 4. 1		工業用水道建設事務所を設置 (40. 4. 1廃止)
37. 10. 1	開発課を開発第一課と開発第二課に改称	
38. 4. 1	住宅課を再設	
39. 4. 1	計画課を都市計画課に改称	土木出張所を土木建築事務所（広島，呉，三原，福山，三次）， 土木事務所（廿日市，大柿，加計，吉田，西条，竹原，上下，庄原）に改称

年 月 日	事 項	
	本 庁	地 方 機 関
昭和41. 1. 1	道路課を道路維持課と道路建設課に改称 開発第一課と開発第二課を開発課に改称	廿日市土木事務所を 廿日市土木建築事務所に改称
42. 4. 1	開発課を開発用地課と工業用水道課に改称	
43. 4. 1	高速道路室を設置 (44. 4. 1廃止) 広域利水調査室を設置 (44. 4. 1廃止)	
44. 4. 1	企画調査室を設置 (47. 4. 1廃止) 用地課を設置 (開発局設置 → 49. 6. 5 企業局に改称)	
45. 4. 1		広島港事務所を廃止し、 広島臨海工業地帯建設局を設置 (47. 4. 1廃止, 広島港湾事務所となる)
46. 4. 1	技術管理室を設置	
47. 4. 1	土木建築部の内局として都市局を設置 都市整備課を設置 〔 4課 都市計画課, 都市整備課, 建築課, 住宅課 〕	中国縦貫道用地事務所を設置 (48. 3. 31廃止)
48. 4. 1	都市局に下水道課と学園都市建設課を設置	瀬戸内海大橋用地事務所を設置
49. 4. 1	河川開発室を設置	
49. 4. 20		西条土木事務所を東広島土木事務所に改称
51. 4. 1	土木建築部を土木部と都市部に分離し、 都市部に営繕課を加える 技術管理室を技術管理課に改称 河川開発室を河川開発課に改称	東広島土木事務所を 東広島土木建築事務所に改称
52. 4. 1	都市総務課を設置し、学園都市建設課を廃止	
55. 4. 1		広島都市計画事務所を廃止し、 太田川流域下水道事務所を設置
56. 4. 1	都市総務課を廃止	
58. 4. 1	土木部と都市部を統合して土木建築部となる 土木建築部の内局として都市局を設置 〔 6課 都市計画課, 都市整備課, 下水道課, 建築課, 住宅課, 営繕課 〕 河川開発課を廃止 部の内室としてダム建設室を設置	
2. 4. 1	新空港地域整備室を設置	企画振興部から新空港地域整備事務所を移管 広島港湾事務所を広島港湾振興局に改組
4. 4. 1	土木建築部の内局として空港港湾局を設置 〔 1課 1室 新空港地域整備室, 港湾課 〕 都市局のうち、都市計画課, 都市整備課及 び下水道課を再編整備し、都市政策課, 都 市計画課及び公園下水道課に改組	

年 月 日	事 項	
	本 庁	地 方 機 関
平成 5. 4. 1	新空港地域整備室と航空交通対策課（企画振興部）を統合して空港対策課を設置 空港対策課の課内室として新空港地域整備室及びコンピューター飛行場整備室を設置	
5. 10. 29	コンピューター飛行場整備室を廃止	広島西飛行場事務所を設置
6. 4. 1	河川課の課内室としてダム建設室を設置 港湾課の課室内として 広島みなとまちづくり推進室を設置 新空港地域整備室を 空港地域整備室に改称	新空港地域整備事務所を 空港地域整備事務所に改称
8. 4. 1	道路建設課の課内室として 幹線道路計画室を設置 営繕課の課内室として設備室を設置	
10. 3. 31		瀬戸内海大橋用地事務所を廃止
10. 4. 1	広島みなとまちづくり推進室を 港湾振興室に改称	
12. 3. 31		太田川流域下水道事務所を廃止
12. 4. 1	監理課の課内室として建設産業室を設置 都市局のうち、都市政策課及び都市計画課を再編整備し、都市政策課及び都市整備課に改組	
13. 4. 1	組織再編により、課を廃止し、 総室及び室を設置 7 総室 管理総室、技術管理総室、道路総室、 河川砂防総室、空港港湾総室、 都市総室、建築総室 31室 総務室、建設産業室、用地指導室、 用地管理室、技術総務室、技術調整室、 技術指導室、道路総務室、道路企画室、 道路整備室、道路保全室、河川管理室、 河川企画整備室、ダム室、砂防室、 空港振興室、港湾管理室、 港湾企画整備室、港湾振興室、 都市総務室、都市企画室、都市整備室、 開発指導室、下水道室、建築総務室、 住宅企画室、住宅管理室、住宅整備室、 建築指導室、営繕室、設備工事室	組織再編により、土木（建築）事務所を廃止し、地域事務所建設局（支局）を設置 広島地域事務所建設局 広島地域事務所建設局廿日市支局 呉地域事務所建設局 呉地域事務所建設局大柿支局 芸北地域事務所建設局 芸北地域事務所建設局吉田支局 東広島地域事務所建設局竹原支局 尾三地域事務所建設局 福山地域事務所建設局 備北地域事務所建設局 備北地域事務所建設局上下支局 備北地域事務所建設局庄原支局
14. 3. 31		空港地域整備事務所を廃止
15. 4. 1	総務室を土木建築総務室に改称	
17. 3. 31		呉地域事務所建設局大柿支局、芸北地域事務所建設局吉田支局、備北地域事務所建設局上下支局を廃止
17. 4. 1		広島地域事務所建設局に大柿維持管理分室及び吉田維持管理分室を設置

年 月 日	事 項	
	本 庁	地 方 機 関
平成18. 3. 31		広島地域事務所建設局大柿維持管理分室及び吉田維持管理分室を廃止
18. 4. 1	<p>組織再編により，都市局，空港港湾局を都市部，空港港湾部に改組，総室・室の統合とともに，「総室」を「局」に名称変更</p> <p>3部 土木部，都市部，空港港湾部</p> <p>4局 総務管理局，土木整備局，都市事業局，空港港湾事業局</p> <p>22室 土木総務室，建設産業室，用地室，技術企画室，技術指導室，道路河川総務室，道路企画室，道路整備室，道路保全室，道路河川管理室，河川企画整備室，ダム室，砂防室，都市総務室，都市企画室，都市整備室，下水道室，建築指導室，住宅室，空港振興室，港湾管理室，港湾企画整備室</p>	
20. 4. 1	<p>組織再編により，「部」「局」「室」制から「局」「部」「課」制へ移行，3部4局22室を2局3部17課に改組し，6つの課内室を設置</p> <p>2局 土木局，都市局</p> <p>3部 総務管理部，土木整備部，空港港湾部</p> <p>17課 土木総務課，建設産業課，用地課，技術企画課，土木整備管理課，道路企画課，道路整備課，河川課，砂防課，空港振興課，港湾管理課，港湾企画整備課，都市事業管理課，都市企画課，都市整備課，建築課，住宅課</p> <p>6室 技術指導室，道路河川管理室，ダム室，港湾振興室，下水道室，住宅管理室</p>	
21. 4. 1		<p>組織再編により，地域事務所建設局（支局）を廃止し，建設事務所（支所）を設置</p> <p>西部建設事務所 西部建設事務所呉支所 西部建設事務所廿日市支所 西部建設事務所安芸太田支所 西部建設事務所東広島支所 東部建設事務所 東部建設事務所三原支所 北部建設事務所 北部建設事務所庄原支所</p> <p>広島港湾振興局を 広島港湾振興事務所に改称</p>

年 月 日	事 項	
	本 庁	地 方 機 関
平成22. 4. 1	<p>組織再編により課内室を廃止 室廃止に伴い、土木整備管理課を道路河川管理課に、港湾管理課を港湾振興課に改称</p> <p>都市局のうち、都市事業管理課、都市企画課及び都市整備課を再編整備し、都市政策課、都市整備課及び都市環境課に改組</p> <p>2局 土木局、都市局</p> <p>3部 総務管理部、土木整備部、空港港湾部</p> <p>17課 土木総務課、建設産業課、用地課、技術企画課、道路河川管理課、道路企画課、道路整備課、河川課、砂防課、空港振興課、港湾振興課、港湾企画整備課、都市政策課、都市整備課、都市環境課、建築課、住宅課</p>	
23. 4. 1	<p>組織再編により、「局」「部」「課」制から「局」「課」制へ移行</p> <p>2局 土木局、都市局</p> <p>17課 土木総務課、建設産業課、用地課、技術企画課、道路河川管理課、道路企画課、道路整備課、河川課、砂防課、空港振興課、港湾振興課、港湾企画整備課、都市政策課、都市整備課、都市環境課、建築課、住宅課</p>	
24. 4. 1	<p>組織再編により、都市局を土木局に統合</p> <p>都市政策課及び都市整備課を再編整備し、都市計画課に改組</p> <p>都市環境課を下水道公園課に改称</p> <p>営繕課を総務局から土木局に移管</p> <p>1局 土木局</p> <p>17課 土木総務課、建設産業課、用地課、技術企画課、道路河川管理課、道路企画課、道路整備課、河川課、砂防課、空港振興課、港湾振興課、港湾企画整備課、都市計画課、下水道公園課、建築課、住宅課、営繕課</p>	

3 平成24年度当初予算

(1) 一般会計歳出予算総括表

(単位:千円,%)

区 分	H23年度 当初予算 A	H24年度 当初予算 B	対 比	
			増減額 B-A	比率 B/A
総務費	0	326,470	326,470	皆増
民生費	0	2,373	2,373	皆増
土木費	83,271,927	81,867,383	▲1,404,544	98.3
公共事業費	66,197,296	68,155,631	1,958,335	103.0
補助公共事業費等	48,678,972	49,425,095	746,123	101.5
補助公共事業費	35,283,231	35,644,772	361,541	101.0
国直轄事業負担金	13,395,741	13,780,323	384,582	102.9
単独公共事業費	17,518,324	18,730,536	1,212,212	106.9
建設事業費	7,372,295	8,585,743	1,213,448	116.5
維持修繕費	10,146,029	10,144,793	▲1,236	100.0
その他事業費等	17,074,631	13,711,752	▲3,362,879	80.3
災害復旧費	3,153,827	2,846,716	▲307,111	90.3
合 計	86,425,754	85,042,942	▲1,382,812	98.4

(2) 特別会計歳出予算総括表

(単位:千円,%)

区 分	H23年度 当初予算 A	H24年度 当初予算 B	対 比	
			増減額 B-A	比率 B/A
港湾特別整備事業費	16,240,007	14,457,235	▲1,782,772	89.0
流域下水道事業費	8,070,701	7,914,324	▲156,377	98.1
県営住宅事業費	5,023,615	5,286,057	262,442	105.2

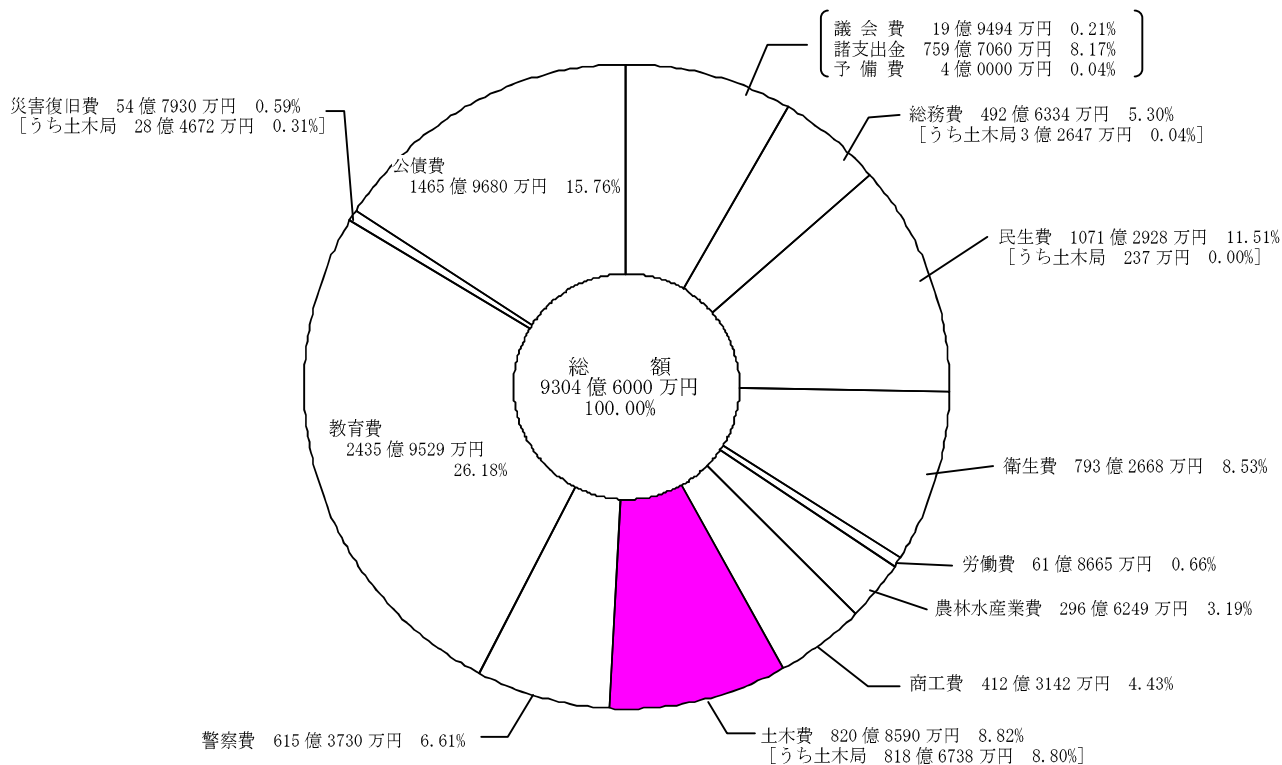
(3) 一般会計歳出予算事業別内訳表

(単位:千円,%)

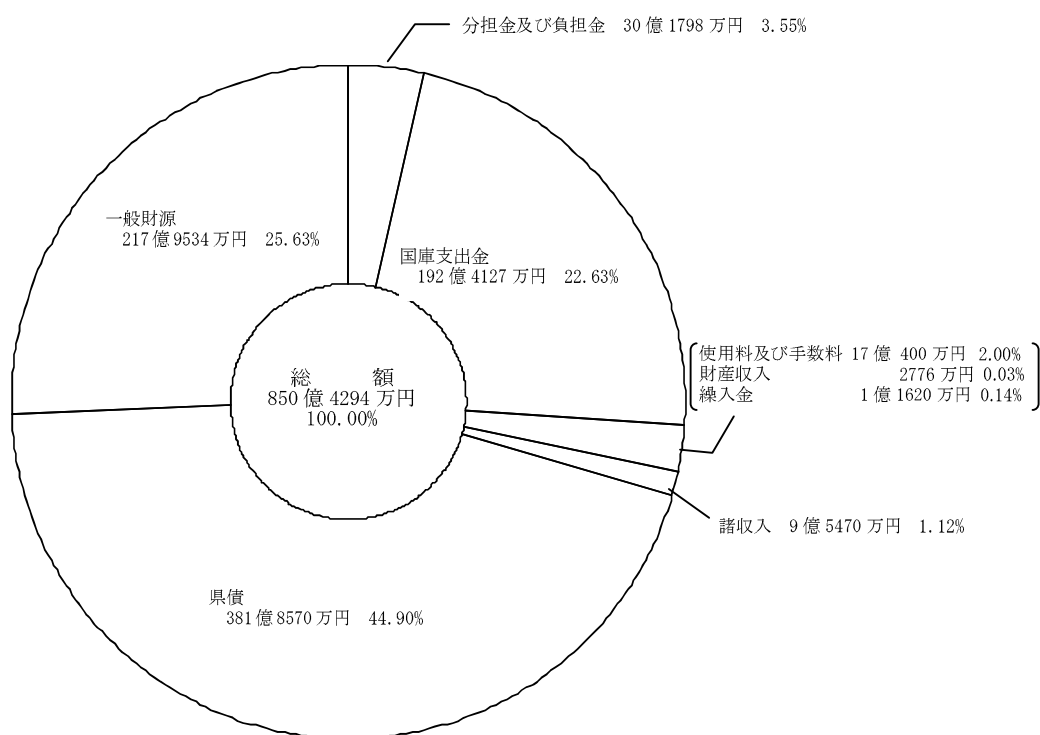
区 分	H23年度 当初予算 A	H24年度当初予算						比率 B/A
		B	補助公共 事業費	国直轄事業 負担金	単独建設 事業費	維持修繕費	その他 事業費等	
総務費	0	326,470	0	0	0	0	326,470	皆増
民生費	0	2,373	0	0	0	0	2,373	皆増
道路事業費	45,745,970	42,300,153	16,233,500	10,594,779	5,161,642	6,539,266	3,770,966	92.5
河川事業費	9,797,982	9,477,954	4,564,884	1,449,973	1,092,195	1,673,406	697,496	96.7
砂防事業費	7,960,443	7,476,417	5,083,550	960,037	770,880	640,609	21,341	93.9
海岸事業費	1,676,140	2,504,142	2,002,000	400,000	0	102,142	0	149.4
港湾事業費	5,685,685	7,084,170	4,599,817	322,200	691,283	627,770	843,100	124.6
空港事業費	276,316	724,280	0	53,334	214,443	0	456,503	262.1
街路等事業費	3,885,030	3,580,807	2,950,507	0	630,300	0	0	92.2
公園事業費	260,581	297,114	210,514	0	25,000	61,600	0	114.0
住宅事業費	90,028	67,581	0	0	0	0	67,581	75.1
その他事業費	7,893,752	8,354,765	0	0	0	500,000	7,854,765	105.8
土木費 計	83,271,927	81,867,383	35,644,772	13,780,323	8,585,743	10,144,793	13,711,752	98.3
災害復旧費	3,153,827	2,846,716	2,746,716	0	100,000	0	0	90.3
合 計	86,425,754	85,042,942	38,391,488	13,780,323	8,685,743	10,144,793	14,040,595	98.4

(4) 平成24年度土木局関係当初予算(図表)

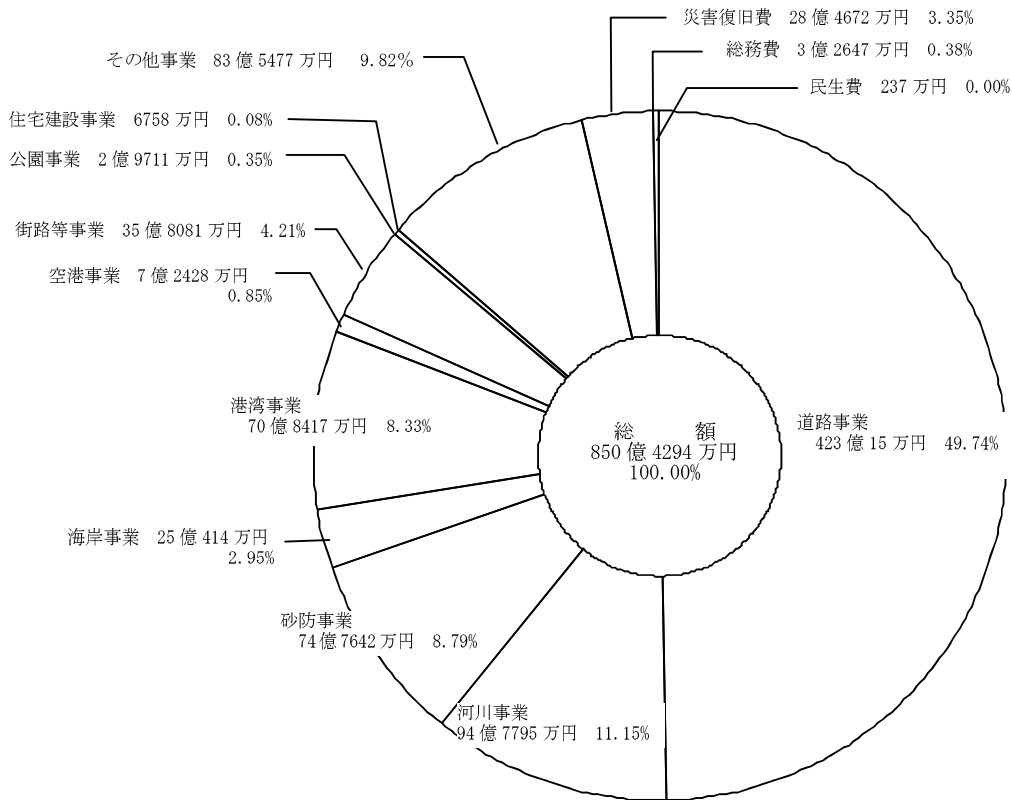
県 予 算 (一般会計)



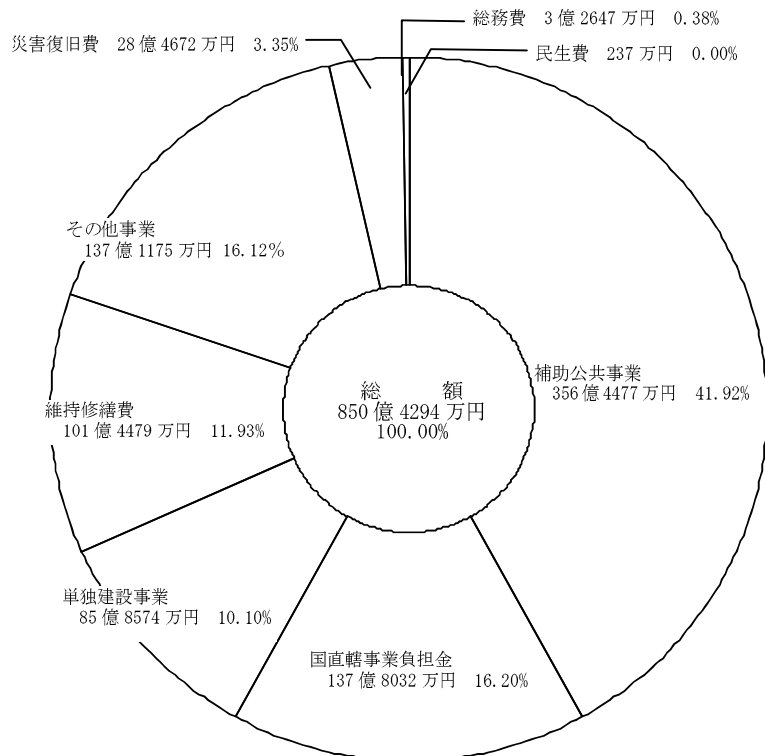
土木局関係予算 財源内訳 (一般会計)



土木局関係予算 歳出内訳（一般会計）



土木局関係予算 事業別内訳（一般会計）



(5) 平成24年度土木局関係当初予算

① 一般会計予算財源内訳表

(単位:千円)

区分	平成23年度		平成24年度 当初予算額 (C)	比		(C)の財源内訳							
	当初予算額 (A)	最終予算額 (B)		(C)/(A)	(C)/(B)	分担金 負担金	使用料 手数料	国庫 支出金	財産収入	繰入金	諸収入	県債	一般財源
補助公共事業	35,283,231	33,970,677	35,644,772	101.02%	104.93%	1,940,862		17,138,722			40,000	15,014,700	1,510,488
災害 復旧 事業	3,053,827	1,028,600	2,746,716	89.94%	267.03%			1,766,109				976,800	3,807
単独事業	100,000	0	100,000	100.00%	皆増							100,000	0
計	3,153,827	1,028,600	2,846,716	90.26%	276.76%	0	0	1,766,109	0	0	0	1,076,800	3,807
国直轄事業負担金	13,395,741	13,695,963	13,780,323	102.87%	100.62%	10,666						13,737,500	32,157
単独建設事業	7,372,295	8,998,290	8,585,743	116.46%	95.42%	619,671					23,041	4,356,000	3,587,031
維持修繕事業	10,146,029	10,695,629	10,144,793	99.99%	94.85%	31,636	500					1,571,300	8,541,357
その他事業	17,074,631	17,368,037	14,040,595	82.23%	80.84%	194,468	437,280	210,238	8,175	58,832	854,396	2,372,700	9,904,506
一般財源歳入	—	—	—	—	—	220,676	1,266,224	126,205	19,580	57,368	37,258	56,700	△1,784,011
合計	86,425,754	85,757,196	85,042,942	98.40%	99.17%	3,017,979	1,704,004	19,241,274	27,755	116,200	954,695	38,185,700	21,795,335

② 特別会計予算財源内訳表

(単位:千円)

区分	平成23年度		平成24年度 当初予算額 (C)	比		(C)の財源内訳							
	当初予算額 (A)	最終予算額 (B)		(C)/(A)	(C)/(B)	分担金 負担金	使用料 手数料	国庫 支出金	財産収入	繰入金	繰越金	諸収入	県債
港湾特別整備 事業費	16,240,007	16,713,766	14,457,235	89.02%	86.50%	804,390	2,687,620		1,767,101	2,818,957	1	139,866	6,239,300
流域下水道事業費	8,070,701	7,465,166	7,914,324	98.06%	106.02%	3,935,528		1,153,000	1,334	2,242,943	619		580,900
県営住宅事業費	5,023,615	5,283,997	5,286,057	105.22%	100.04%	5,164	3,515,950	773,937	666		6,547	1,193	982,600
合計	29,334,323	29,462,929	27,657,616	94.28%	93.87%	4,745,082	6,203,570	1,926,937	1,769,101	5,061,900	7,167	141,059	7,802,800

(6) 土木関係予算の推移

① 総括表 (単位:千円)

区分	平成21年度(区分見直し前)		平成21年度(区分見直し後)		平成22年度				平成23年度				平成24年度	
	当初予算額	最終予算額	当初予算額	最終予算額	当初比	最終予算額	最終比	当初予算額	当初比	最終予算額	最終比	当初予算額	当初比	
補助公共事業	45,153,927	56,976,727	49,697,927	63,339,627	76.70%	40,209,121	63.48%	35,283,231	92.56%	33,970,677	84.49%	35,644,772	101.02%	
国直轄事業 負担金	21,438,722	22,740,318	21,438,722	22,740,318	76.58%	18,492,593	81.32%	13,395,741	81.59%	13,695,963	74.06%	13,780,323	102.87%	
単独建設事業	13,186,008	13,186,008	9,057,008	7,452,108	99.04%	9,008,250	120.88%	7,372,295	82.18%	8,998,290	99.89%	8,585,743	116.46%	
維持修繕費	10,617,630	10,817,630	10,202,630	10,188,630	99.44%	10,578,003	103.82%	10,146,029	100.00%	10,695,629	101.11%	10,144,793	99.99%	
その他事業	24,176,914	32,834,461	24,176,914	32,834,461	81.05%	25,163,644	76.64%	17,074,631	87.14%	17,368,037	69.02%	14,040,595	82.23%	
災害復旧費	2,743,024	1,694,024	2,743,024	1,694,024	102.26%	5,799,607	342.36%	3,153,827	112.43%	1,028,600	17.74%	2,846,716	90.26%	
合計	117,316,225	138,249,168	117,316,225	138,249,168	81.88%	109,251,218	79.02%	86,425,754	89.98%	85,757,196	78.50%	85,042,942	98.40%	

※国の交付金制度の変更があったため、平成22年度当初予算から道路・街路事業に係る交付金事業の予算区分を変更した。平成21年度分については、経年比較のため区分見直しの前後の額を併記した。

② 公共事業等

(単位:千円)

区分	平成21年度(区分見直し前)		平成21年度(区分見直し後)		平成22年度			平成23年度			平成24年度		
	当初予算額	最終予算額	当初予算額	最終予算額	当初予算額	最終予算額	最終比	当初予算額	最終比	当初予算額	最終比	当初予算額	当初比
道路	16,603,000	21,087,596	20,617,000	26,920,496	17,190,600	18,957,521	70.42%	16,863,900	98.10%	15,740,782	83.03%	16,233,500	96.26%
河川	6,438,530	8,192,230	6,438,530	8,192,230	5,994,920	5,694,120	69.51%	5,030,870	83.92%	5,027,255	88.29%	4,564,884	90.74%
砂防	6,129,000	6,812,000	6,129,000	6,812,000	5,354,000	6,527,700	95.83%	5,608,300	104.75%	5,476,134	83.89%	5,083,550	90.64%
海岸	1,891,000	2,268,000	1,891,000	2,268,000	1,688,100	2,030,405	89.52%	1,345,800	79.72%	1,523,800	75.05%	2,002,000	148.76%
港湾	9,967,017	13,604,677	9,967,017	13,604,677	4,772,517	3,875,944	28.49%	3,179,817	66.63%	3,136,294	80.92%	4,599,817	144.66%
街路	4,123,710	5,011,710	4,653,710	5,541,710	3,109,240	3,112,923	56.17%	3,144,930	101.15%	2,958,798	95.05%	2,950,507	93.82%
公園	1,670	514	1,670	514	10,514	10,508	2044.36%	109,614	1042.55%	107,614	1024.11%	210,514	192.05%
補助公共計	45,153,927	56,976,727	49,697,927	63,339,627	38,119,891	40,209,121	63.48%	35,283,231	92.56%	33,970,677	84.49%	35,644,772	101.02%
災害復旧費	2,643,024	1,662,024	2,643,024	1,662,024	2,705,028	5,727,907	344.63%	3,053,827	112.89%	1,028,600	17.96%	2,746,716	89.94%
国直轄事業負担金	21,438,722	22,740,318	21,438,722	22,740,318	16,418,290	18,492,593	81.32%	13,395,741	81.59%	13,695,963	74.06%	13,780,323	102.87%
道路	14,441,404	15,127,000	14,441,404	15,127,000	12,037,100	13,497,764	89.23%	10,032,800	83.35%	10,311,779	76.40%	10,594,779	105.60%
河川	4,060,336	4,368,336	4,060,336	4,368,336	1,966,700	2,701,700	61.85%	1,462,658	74.37%	1,532,824	56.74%	1,449,973	99.13%
砂防	1,104,500	1,362,500	1,104,500	1,362,500	861,700	908,400	66.67%	940,783	109.18%	940,783	103.56%	960,037	102.05%
海岸	365,000	415,000	365,000	415,000	290,000	293,840	70.80%	232,166	80.06%	295,500	100.56%	400,000	172.29%
港湾	1,012,500	1,012,500	1,012,500	1,012,500	1,016,550	769,500	76.00%	598,500	58.88%	510,750	66.37%	322,200	53.83%
空港	20,667	20,667	20,667	20,667	97,740	38,581	186.68%	42,167	43.14%	17,660	45.77%	53,334	126.48%
公園	434,315	434,315	434,315	434,315	148,500	282,808	65.12%	86,667	58.36%	86,667	30.65%	—	皆減
合計	69,235,673	81,379,069	73,779,673	87,741,969	57,243,209	64,429,621	73.43%	51,732,799	90.37%	48,695,240	75.58%	52,171,811	100.85%

※国の交付金制度の変更があったため、平成22年度当初予算から道路・街路事業に係る交付金事業の予算区分を変更した。平成21年度分については、経年比較のため区分見直しの前後の額を併記した。

③ 単独建設事業・維持修繕費等

(単位:千円)

区分	平成21年度(区分見直し前)		平成21年度(区分見直し後)		平成22年度			平成23年度			平成24年度			
	当初予算額	最終予算額	当初予算額	最終予算額	当初予算額	当初比	最終予算額	最終比	当初予算額	当初比	最終予算額	最終比	当初予算額	当初比
単独建設事業														
道路	8,953,985	8,953,985	5,354,985	3,750,085	5,299,000	98.95%	5,299,000	141.30%	4,151,300	78.34%	5,391,300	101.74%	5,161,642	124.34%
河川	1,152,000	1,152,000	1,152,000	1,152,000	1,152,000	100.00%	1,152,000	100.00%	963,400	83.63%	1,113,400	96.65%	1,092,195	113.37%
砂防・急傾斜	953,800	953,800	953,800	953,800	953,800	100.00%	1,039,800	109.02%	770,660	80.80%	770,660	74.12%	770,880	100.03%
海岸	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
港湾	615,906	615,906	615,906	615,906	615,906	100.00%	615,906	100.00%	726,635	117.98%	777,635	126.26%	691,283	95.13%
空港	89,101	89,101	89,101	89,101	61,086	68.56%	12,878	14.45%	—	皆減	30,995	240.68%	214,443	皆増
街路 土地区画整理	1,405,066	1,405,066	875,066	875,066	875,066	100.00%	875,066	100.00%	740,100	84.58%	894,100	102.18%	630,300	85.16%
公園	16,000	16,000	16,000	16,000	13,600	85.00%	13,600	85.00%	20,200	148.53%	20,200	148.53%	25,000	123.76%
その他	150	150	150	150	—	皆減	—	—	—	—	—	—	—	—
計	13,186,008	13,186,008	9,057,008	7,452,108	8,970,458	99.04%	9,008,250	120.88%	7,372,295	82.18%	8,998,290	99.89%	8,585,743	116.46%
維持修繕費														
道路	7,278,392	7,358,392	6,863,392	6,729,392	6,857,991	99.92%	6,950,491	103.29%	6,562,705	95.69%	6,719,705	96.68%	6,539,266	99.64%
河川	1,571,458	1,676,458	1,571,458	1,676,458	1,571,458	100.00%	1,671,458	99.70%	1,670,522	106.30%	1,770,522	105.93%	1,673,406	100.17%
砂防・急傾斜	654,765	669,765	654,765	669,765	654,765	100.00%	852,765	127.32%	640,700	97.85%	703,300	82.47%	640,609	99.99%
海岸	103,290	103,290	103,290	103,290	103,290	100.00%	103,290	100.00%	98,174	95.05%	98,174	95.05%	102,142	104.04%
港湾	662,964	662,964	662,964	662,964	662,964	100.00%	702,964	106.03%	629,828	95.00%	859,828	122.31%	627,770	99.67%
空港	301,761	301,761	301,761	301,761	250,435	82.99%	250,435	82.99%	—	皆減	—	皆減	—	—
公園	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	100.00%	46,600	103.56%	44,100	98.00%	44,100	94.64%	61,600	139.68%
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	500,000	皆増	500,000	皆増	500,000	100.00%
計	10,617,630	10,817,630	10,202,630	10,188,630	10,145,903	99.44%	10,578,003	103.82%	10,146,029	100.00%	10,695,629	101.11%	10,144,793	99.99%
合計	23,803,638	24,003,638	19,259,638	17,640,738	19,116,361	99.26%	19,586,253	111.03%	17,518,324	91.64%	19,693,919	100.55%	18,730,536	106.92%
災害復旧費	100,000	32,000	100,000	32,000	100,000	100.00%	71,700	224.06%	100,000	100.00%	—	皆減	100,000	100.00%

※国の交付金制度の変更があったため、平成22年度当初予算から道路・街路事業に係る交付金事業の予算区分を変更した。平成21年度分については、経年比較のため区分見直しの前後の額を併記した。

※単独建設事業のその他は、下水道事業

※維持修繕費のその他は、平成23年度に創設した総合維持修繕事業

